

「コロナ社会を生き抜く行動指針」新旧対照表(令和4年1月31日変更)

新	旧
<p>1 県民の皆さまへ</p> <p>(1) 基本的な感染防止対策</p> <p>① 3密(密閉空間・密集場所・密接場面)のうち一つでも回避 (略)</p> <p>② マスクの着用 (略)</p> <p>③ 手指衛生 (略)</p> <p>④ 体調不良のときは行動ストップ</p> <p>○ 検温をはじめ、自らの体調確認を心がけ、体調不良の場合は、出勤・通学を含む全ての行動をストップし、医療機関を受診しましょう。</p> <p>○ 同居家族が陽性の場合、濃厚接触者として検査の対象となり、その場合自身の検査の結果が陰性であっても<u>一定期間</u>の自宅待機・健康観察になります。<u>(自宅待機・健康観察期間は最新の情報をご確認いただいた上で、保健所の指示に従って対応してください。)</u> (以下、略)</p> <p>(2) 外出・移動</p> <p>○ 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動の際は「三つの密」の回避を含め、特に(1)の基本的な感染防止対策を徹底してください。</p> <p>○ 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えてください。</p> <p>○ 緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は極力控えてください。</p>	<p>1 県民の皆さまへ</p> <p>(1) 基本的な感染防止対策</p> <p>① 3密(密閉空間・密集場所・密接場面)のうち一つでも回避 (略)</p> <p>② マスクの着用 (略)</p> <p>③ 手指衛生 (略)</p> <p>④ 体調不良のときは行動ストップ</p> <p>○ 検温をはじめ、自らの体調確認を心がけ、体調不良の場合は、出勤・通学を含む全ての行動をストップし、医療機関を受診しましょう。</p> <p>○ 同居家族が陽性の場合、濃厚接触者として検査の対象となり、その場合自身の検査の結果が陰性であっても<u>原則10日間</u>の自宅待機・健康観察になります。(保健所の指示に従って対応してください。) (以下、略)</p> <p>(2) 外出・移動</p> <p>○ 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動の際は「三つの密」の回避を含め、特に(1)の基本的な感染防止対策を徹底してください。</p> <p>○ 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えてください。</p> <p>○ 緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は極力控えてください。<u>(この場合において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用を受けた者は、その対象としないことを基本とします。)</u></p>

○ 「業種別ガイドライン」等を遵守している施設等を利用しましょう。

2 事業者の皆さまへ

(中略)

○ 職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を参考に感染防止対策を徹底してください。

○ 県では、企業等における業務中断の防止や早期復旧を図るため、新型コロナウイルスに対応した事業継続計画（BCP）の普及に向けた取り組みを進めています。

詳細については、以下のホームページを参照ください。

県ホームページ：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8320.html>

県トップページ→暮らし・防災・環境→防災→事業継続計画（BCP）→事業継続計画（BCP）について

(以下、略)

3 イベント等について

(略)

4 新型コロナ対策実施店舗向けステッカー制度

(略)

参考：感染体験談・別添資料

(略)

○ 「業種別ガイドライン」等を遵守している施設等を利用しましょう。

2 事業者の皆さまへ

(中略)

○ 職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を参考に感染防止対策を徹底してください。

(以下、略)

3 イベント等について

(略)

4 新型コロナ対策実施店舗向けステッカー制度

(略)

参考：感染体験談・別添資料

(略)